

大潟村福祉医療費支給事務取扱要領

第1章 総則

(目的)

第1条 福祉医療費の支給に関する事務の取扱いについては、この要領の定めるところによる。

第2章 福祉医療費受給者証

(受給者証の交付申請)

第2条 大潟村に居住し、福祉医療費の支給を受けようとする者は、あらかじめ福祉医療費受給者証交付申請書（様式1号）を大潟村長に提出するものとする。

(受給者証の交付等)

第3条 大潟村長は、前条に規定する申請書に基づいて福祉医療費の支給を受けることができる者であることを確認したときは、別表の区分により申請者に福祉医療費受給者証（様式2号。以下「受給者証」という。）を交付する。また、福祉医療費の支給を受けることのできない者であるときは、福祉医療費受給者証交付（更新）申請却下通知書（様式3号）をもってその旨を申請者に通知しなければならない。

(受給者証の更新申請等)

第4条 受給者証の交付を受けている者（以下「受給者」という。）は、受給者証の有効期間満了日の1ヶ月前から満了日までの間に、福祉医療費受給者証更新申請書（様式1号）を大潟村長に提出し、受給者証の更新を申請することができる。ただし、特に村長が認めたときは、更新申請書の提出を省略することができる。

2 前条の規定は、前項の更新申請について準用する。

3 第1項のただし書に規定する特に村長が認めたときとは、更新の申請を行う者の同意を得たうえで、村の保有する公簿等により更新の申請に必要な事項を確認できたときとする。

(受給者証の返還)

第5条 受給者は、受給者証の有効期間満了したとき、又は有効期間の満了前に受給対象者でなくなったときは、直ちに、当該受給者証を大潟村長に返還しなければならない。

(受給者証の再交付申請)

第6条 受給者は、受給者証を破り、汚し、又は失ったときは、福祉医療費受給者証再交付申請書（様式第4号）により、大瀧村長に再交付を申請することができる。

2 受給者証を破り又は汚したことを理由に再交付申請する受給者は、汚損した当該受給者証を前項の申請書に添付しなければならない。

3 受給者は、受給者証の再交付を受けた後、失った受給者証を発見したときは、直ちに、当該受給者証を大瀧村長に返還しなければならない。

（氏名変更の届出）

第7条 受給者は、氏名を変更したときは、14日以内に氏名変更届書（様式5号）を大瀧村長に提出しなければならない。

（居住地変更の届出）

第8条 受給者は、大瀧村の区域内において居住地を変更したときは、14日以内に居住地変届書（様式5号）を大瀧村長に提出しなければならない。

（保険関係変更の届出）

第9条 受給者は、次の各号に掲げる事由が生じたときは、14日以内に保険関係変更届書（様式5号）を大瀧村長に提出しなければならない。

一 受給者の疾病又は負傷について福祉医療費支給要綱第2条に規定する医療に関する給付を行う保険者若しくは共済組合に変更を生じたとき、当該保険者若しくは共済組合の名称若しくはその事務所の所在地に変更を生じたとき、又は当該医療の給付の内容に変更を生じたとき。

二 健康保険法の規定による被扶養者である受給者にあつては、受給者が被扶養者となっている被保険者若しくは組合員に変更を生じたとき、又は受給者が被扶養者となっている被保険者若しくは組合員の住所、氏名若しくは被保険者証若しくは組合員証の記号に変更を生じたとき。

三 国民健康保険法に規定する被保険者である受給者にあつては、その者の属する世帯の同法に規定する世帯主若しくは組合員に変更を生じたとき、又は被保険者証の記号番号に変更を生じたとき。

四 高齢者の医療の確保に関する法律に規定する被保険者である受給者にあつては、その者の属する世帯の同法に規定する世帯員に変更を生じたとき、又は被保険者証の記号番号に変更を生じたとき。

第10条 受給者は、健康保険法第35条に規定する被保険者となるに至ったとき、又は国民健康保険法第6条第6号若しくは第8号の規定に該当するに至ったとき、並びに高齢者の医療の確保に関する法律第51条第1号及び第2号の規定に該当するに至ったときは、14日以内に保険関係変更届書（様式5号）を大瀧村長に提出しなければならない。

(所得状況変更の届出)

第11条 受給者は、扶養義務者の異動等により、福祉医療費支給要綱第5条第1項の規定に該当するに至ったときは、14日以内に所得状況変更届出書(様式6号)を大潟村長に提出しなければならない。この場合において大潟村長は、必要と認める書類の添付を受給者に求めることができる。

(転出の届出)

第12条 受給者は、大潟村の区域内に居住地を有しなくなったときは、速やかに、転出届書(様式5号)を大潟村長に提出しなければならない。

(死亡の届出)

第13条 受給者が死亡したときは、戸籍法の規定による死亡の届出義務者は、14日以内に死亡届書(様式5号)を大潟村長に提出しなければならない。

(婚姻の届出)

第14条 ひとり親家庭の児童の親は、再婚したときは、14日以内に婚姻届書(様式5号)を大潟村長に提出しなければならない。

(受給者証の添付)

第15条 受給者は、第7条から前条の規定による届出するときは、受給者証を添付しなければならない。ただし、受給者証を添付することができない正当な事由があるときは、その旨を明らかにすることができる申立書(様式7号)を提出し、受給者証に代えることができる。

第3章 福祉医療費の支給

(福祉医療費支給の申請等)

第16条 受給者は、福祉医療費支給要綱第9条の規定による福祉医療費の支給を受けようとするときは、福祉医療費支給申請書(様式8号)を大潟村長に提出しなければならない。

2 受給者は、前項の申請書に、当該医療について福祉医療費支給要綱第4条に規定する医療に関する給付が行われたことを証明する書類、医療に要した費用に関する証拠書類、その他大潟村長が必要と認める書類を添付しなければならない。

3 大潟村長は、第1項の申請について不支給の処分をしたときは、福祉医療費支給申請却下通知書(様式10号)をもってその旨を申請者に通知しなければならない。

第4章 雑 則

(第三者行為による被害の届出)

第17条 受給者は、福祉医療費の支給事由が交通事故の被害者となった等、

第三者行為によって生じたものであるときに、福祉医療費の支給を受け、又は受けようとする場合は、第三者行為による被害の届書（様式9号）を、直ちに、大潟村長に提出しなければならない。

（口頭による申請等）

第18条 大潟村長は、第2章及び第3章に規定する申請書又は届書を作成することができない特別の事情があると認めるときは、申請者又は届出人の口頭による陳述を担当職員に聴取させたいと、必要な措置をとることによって、当該申請書又は届書の受理に代えることができる。

2 前項の陳述を聴取した職員は、陳述事項に基づいて所定の申請書又は届書の様式に従って聴取書を作成し、これを陳述者に読み聞かせたいと、陳述者とともに記名押印しなければならない。

（読替規定）

第19条 第4条、第5条、第6条第1項及び第3項、第7条、第8条、第9条、第10条、第11条、第12条、第16条第1項、第17条の規定中受給者とあるのは、乳幼児及び小・中学生、重度心身障害（児）者、ひとり親家庭の児童の場合は、申請者（親又は同居人）と読み替えるものとする。

（添付書類の省略等）

第20条 大潟村長は、この要領の規定により申請書又は届書に添えて提出する書類により証明すべき事項を公簿等によって確認することができるときは、申請者の同意を得たいと公簿等により確認するものとし、当該書類を省略させることができる。

（帳簿等の保存期間）

第21条 帳簿等は、それぞれ完結の日の属する年度の翌年度から次の期間保存するものとする。

- | | |
|----------------------|----|
| 一 福祉医療費受給者証交付（更新）申請書 | 2年 |
| 二 福祉医療費支給申請書 | 2年 |
| 三 その他の届出書 | 1年 |

附 則

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年8月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年8月1日から施行する。